

**不破関跡
北限土塁確認調査報告書**

2023

岐阜県不破郡関ヶ原町



図1：不破関全景写真（南東から）



図2：不破関跡（段丘平坦面西端）から藤古川を望む（東から）



図3：北限土壌現況（東から）



図4：北限土壌東壁土層断面（西から）

序 文

関ヶ原の戦いで抜群の知名度を持つ関ヶ原町ですが、その語源は、古代三関の1つである不破関であるといわれています。不破関跡は岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾に位置し、岐阜県教育委員会における初の発掘調査として、昭和49年から昭和52年まで5次にわたり調査がなされ、その規模や構造が判明しています。

日本書紀卷第28壬申紀によれば、西暦672年の壬申の乱において、大海人皇子が美濃出身の舎人である村国連男依らに命じて、安八磨郡湯沐令の多臣品治に当該郡の兵を徵發させ、「不破道」を塞いだことが、勝利の大きな要因となりました。乱後、律令体制整備が進められる中で、都での事変に対応するため、東海道の鈴鹿関、北陸道の愛發関、そして東山道に不破関が設置されました。軍事的に機能したのは約100年間ですが、関の停廢後も幕末まで儀礼的な固関が行われ、中世以降は多く和歌や俳句にも登場します。

今回、隣接する関ヶ原古戦場開戦地の現状変更に伴い、約40年ぶりに北限土壘を発掘調査いたしました。近年行われている三重県亀山市の鈴鹿関の発掘調査の成果も踏まえ調査を実施し、土壘構造の詳細が判明しました。また、前回調査の成果を改めて見直し、不破関跡について再検討する有意義な機会となり、今後更なる調査の進展が期待されます。

最後になりますが、今回の調査及び報告書の刊行にあたりご指導を賜りました文化庁、岐阜県教育委員会（当時）など関係の皆様、また、調査に際し、格別なるご協力をいただきました松尾自治会の皆様に対して心よりお礼を申し上げます。

令和5年2月

関ヶ原町長 西脇康世

例　言

1. 本報告書は、岐阜県不破郡関ケ原町大字松尾に所在する不破関跡について、松尾地区墓地駐車場及び進入路整備に伴って平成24年度に実施した発掘調査の報告書である。
2. 調査は関ヶ原町教育委員会社会教育課が以下の体制で実施した（肩書は発掘調査時）。

事務局　　関ヶ原町教育委員会　社会教育課
社会教育課長　山田満
文化係長　　福安健司
発掘調査担当　富田真一郎（総務課主任）
3. 発掘調査における、現場管理、掘削、測量、遺構写真などの業務については、株式会社イビソクに委託して行った。
4. 調査及び本報告書の作成にあたり、次の機関・個人に多大なご協力とご指導を賜った。記して厚くお礼申し上げる次第である（敬称略・肩書等は発掘調査時）。

三重大学名誉教授八賀晋、近藤大典、文化庁記念物部記念物課、岐阜県教育委員会社会教育文化課、松尾自治会

特に平成27年秋にご逝去された三重大学名誉教授八賀晋氏には、発掘調査及び調査結果の内容について、多大なるご指導をいただいた。ここに哀悼の意を表し、ご冥福を心からお祈り申し上げたい。
5. 本書の執筆及び編集は、富田真一郎（関ヶ原町地域振興課）が行った。
6. 本書で用いた座標値は、世界測地系による座標第VII系による。
7. 本書で表記する色調は、小川正忠・竹原秀雄編『新版標準土色帖』（日本色研事業株式会社 1967年初版）を用いた。
8. 本書が扱う調査記録等は、関ヶ原町地域振興課が保管している。なお埋蔵文化財行政の所管を令和元年度より、関ヶ原町教育委員会から関ヶ原町地域振興課に移管している。

目 次

口絵	
序文	
例言	
第1章 調査の経過	
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査の経過	2
第2章 位置と周辺の環境	
第1節 地理的環境	3
第2節 歴史的環境	4
第3節 不破関跡と周辺の古代遺跡	7
第3章 昔往の調査	
第1節 調査の概要	10
第2節 遺構	11
第3節 遺物	12
第4節 調査成果のまとめ	12
第4章 調査の成果	
第1節 調査の方法	16
第2節 基本的層序	18
第3節 遺構・遺物	18
第4節 調査のまとめ	25
第5章 考察	
第1節 はじめに	26
第2節 鈴鹿関との比較による土壘構造の検討	26
第3節 不破関の範囲	27
第4節 不破関の成立時期と整備の変遷	31
第5節 今後の課題と展望	33

挿図目次

図1	遺跡位置図	1
図2	関ヶ原町の位置	3
図3	周辺遺跡位置図	6
図4	周辺関連古代遺跡位置図	8
図5	不破関跡発掘調査トレンチ配置図	10
図6	不破関跡北限土壘土層断面図、軒 丸瓦、軒平瓦一覧	13
図7	調査位置図	16
図8	トレンチ1～3配置図	17
図9	トレンチ1平面図	20
図10	トレンチ1土層断面図(A-A')	21
図11	トレンチ1土層断面図 (B-B' C-C')	22
図12	トレンチ1土層断面図 (D-D' E-E')	23
図13	トレンチ2、3平面図	24
図14	トレンチ2、3土層断面図 (A-A' B-B')	24
図15	鈴鹿関跡第1次調査 上段東側土層 断面図	26
図16	不破関跡須恵器分布状況	28
図17	不破関跡南東方面須恵器分布状況	29
図18	大関と小関	30
図19	寛文元年(1661) 大関銘通行図	30

表目次

表1	周辺遺跡一覧表	5
----	---------	---

図版目次

写真1	トレンチ1 調査前全景(北から)	2
写真2	トレンチ1 調査風景(北から)	2
写真3	トレンチ1 調査風景(南から)	2
写真4	トレンチ2 調査風景(北西から)	2
写真5	関ヶ原町航空写真(南東より)	3
写真6	東限土壠状況(当時)	14
写真7	北限土壠Bトレンチ断面(第1次)	14
写真8	北限土壠Aトレンチ断面(第1次)	14
写真9	東限土壠(Fトレンチ)和同開跡出土 状況(第1次)	14
写真10	築地(Gトレンチ)断面(第2次)	14

写真11	SH201 (Gトレンチ) 軒平瓦出土 状況(第2次)	14
写真12	SA202 (Lトレンチ) 築地土層断面 (第2次)	14
写真13	SB201 (Mトレンチ) 望楼的建物 (第2次)	15
写真14	SB303B (Sトレンチ) 竪穴住居跡 (第3次)	15
写真15	平瓦堆積状況(Uトレンチ) (第3次)	15
写真16	SB401掘立柱建物跡(Uトレンチ) (第3次)	15
写真17	SB403掘立柱建物跡(Fトレンチ) (第4次)	15
写真18	SD401東限土壠溝(Fトレンチ) (第4次)	15
写真19	トレンチ1 東壁土層断面① (西から)	21
写真20	トレンチ遺構1 検出状況 (南西から)	21
写真21	トレンチ1 東壁土層断面② (西から)	21
写真22	トレンチ1 東壁土層断面③ (西から)	21
写真23	トレンチ1 東壁土層断面④ (南から)	22
写真24	トレンチ1 完掘削状況(南西から)	22
写真25	トレンチ1 東壁土層断面⑤ (西から)	22
写真26	トレンチ完掘削状況(北西から)	22
写真27	トレンチ1 東壁土層断面⑥ (北から)	23
写真28	トレンチ1 東壁土層断面⑦ (西から)	23
写真29	トレンチ1 東壁土層断面⑧ (西から)	23
写真30	トレンチ1 遺構2 検出状況 (北西から)	23
写真31	トレンチ2 東側土層断面(西から)	25
写真32	トレンチ2 完掘状況(北から)	25
写真33	トレンチ1 東壁土層断面(分層後)	27
写真34	字大木戸附近から不破関跡段丘平坦面を望む	31

第1章 調査の経過

第1節 調査に至る経緯

今回の発掘調査は松尾地区墓地駐車場及び進入路整備に伴う調査である。当該進入路が国史跡関ヶ原古戦場（開戦地）の南端と不破関跡の北端を南北に通過することになるため、関ヶ原町教育委員会は岐阜県教育委員会社会教育部文化課（当時、以下「県教委」という。）と協議を行った。平成23年11月26日に土壠の残存状況を確認する試掘調査を行い、土壠の残存が確認できたため、平成24年度当初予算に発掘調査にかかる計画を立案、予算を計上し、調査に備えた。

調査に向け県教委より、昭和49年から5次にわたる不破関跡発掘調査を実施した八賀晋三重大学名誉教授の指導を仰ぐように指示があり、平成24年4月5日現地にて調査前の指導を受けた。既往の調査を踏まえ、北限土壠の外側（北側）の溝の確認、駐車場部のトレーニングの位置などについて指摘があり、最終的なトレーニングの位置を決定した。

文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、関ヶ原町長から文化庁長官宛に、松尾墓地連絡用道路開設に伴う試掘調査の現状変更申請（平成24年1月4日付け教社第491号）を提出し、文化庁の現状変更許可（平成24年2月17日付け23受庁財第4号の1815）を受けて、関ヶ原町教育委員会が平成24年4月23日から発掘調査を実施した。

調査終了後、岐阜県教育委員会教育長宛に発掘調査終了報告書（平成24年5月23日付け教社第234号）を提出するとともに、現状変更完了届（平成24年5月31日付け教社第246号）を文化庁長官宛に提出した。

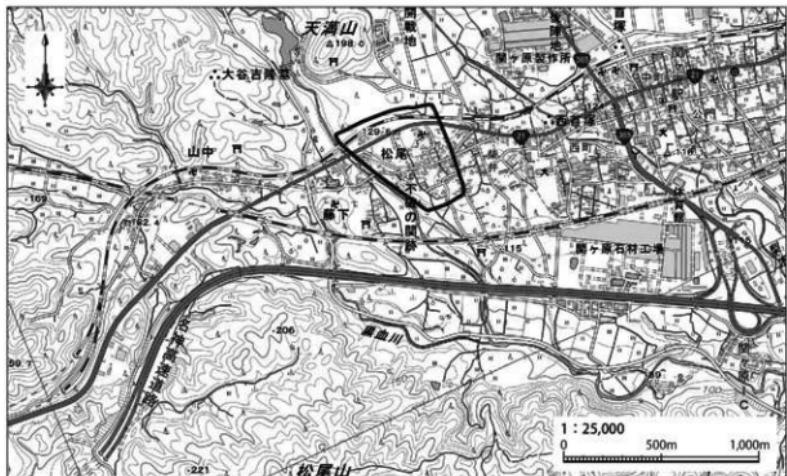


図1：遺跡位置図 (S=1/25,000 国土地理院地図から)

第2節 調査の経過

調査は平成24年4月23日から開始した。後に予定されている松尾地区墓地駐車場及び進入路整備工事の工程を考慮し、基本的には重機で遺構面まで掘り進め、調査工程の短縮を図った。調査備品の搬入や調査区を確認し、翌24日より掘削を開始した。

八賀晋三重大学名誉教授立ち合いの元、トレーナー1においては北限土壠の掘削を最小限に留めるように重機で掘削を行い、地山面まで掘削を行った。その後、人力で北限土壠断面及び、土壠に伴う可能性のある遺構を検出した。

同日、北限土壠より約25m南に位置する松尾墓地駐車場設置予定地のトレーナー2においても重機で掘削を開始した。関連する遺構や遺物の確認が期待されたが、確認されず、当日中に図面作成、写真撮影を終了した。

翌25日は岐阜県教育委員会の立ち合いの元、トレーナー1の北限土壠断面の確認を行い、当日中に調査区すべての図面作成・写真撮影を完了し、埋め戻しを行った。またトレーナー2に隣接するトレーナー3についても、重機による掘削を開始したが、こちらについてもトレーナー2同様、関連する遺構や遺物が確認されず、両トレーナーともに埋め戻しを行った。

4月26日には全ての作業を終了し現場を撤収した。



写真1：トレーナー1 調査前全景（北から）



写真2：トレーナー1 調査風景（北から）



写真3：トレーナー1 調査風景（南から）



写真4：トレーナー2 調査風景（北西から）

第2章 位置と周辺の環境

第1節 地理的環境



図2：関ヶ原町の位置



写真5：関ヶ原町航空写真（南東より）

関ヶ原町は岐阜県の西端に位置し、古代においては畿内から東国の入口にあたる。日本列島の太平洋と日本海との陸幅が最も狭まったところにあり、面積の約80%近くを占める山地とその間に挟まれた台地及び平地から成り立っている。

人文活動の主な舞台といえる関ヶ原台地は、北の伊吹山地と南の鈴鹿山地・養老山地に挟まれた狭隘部に開けた地で、さらに北西部の岩倉山（338.5m）城山（307.5m）、南東部の松尾山（293.1m）及び南東部の垂井町境に位置する南宮山（419m）などに囲まれた凹状の地形となっている。

この地には主として伊吹山地から流れる藤古川、相川が扇状地を形成している。また、この扇状地を侵食して藤古川・梨の木川・相川・今須川などが河岸段丘を形成しており、関ヶ原町の遺跡は主にこれらの河岸段丘上に形成されたものが多い。

東に向けては濃尾平野が広がり、現在もわずか南北1kmの間に名神高速道路、国道21号、JR東海道新幹線、JR東海道本線が走る交通の要衝である。

不破関跡が位置する松尾地区は関ヶ原町中央部にあり、南に松尾山が位置し、西に藤古川、黒血川が流れる。松尾地区の藤古川左岸は、玉地区から帯状に広がる台地と、この台地の南縁を藤古川がつくった細長い谷底平野が走っており、台地と平野の間の急な崖は上流付近では15m、下流付近では10mと、下流に行くに従って比高が小さくなっている。

不破関跡はこのような自然の要害の地を利用して設けられており、関跡内の基本的な地形は北から南へゆるやかな傾斜をもつ平坦地で、北端と南端とでは約14mの比高差がある。今回の調査地は、北端の最も高い場所にあたり、北限土壠と東限土壠の角から西に約60mの地点である。

第2節 歴史的環境

不破関跡の周辺には縄文から中世までの遺跡が点在している。発掘調査が行われた遺跡は非常に少なく、詳細が不明な遺跡が多いが、時代順にその概要を記す¹⁾。なお、本文中の遺跡名に続く括弧内の番号は表1、図3と一致する。

旧石器時代の遺跡は関ヶ原町内では確認されておらず、縄文時代に入ると、町の中央部を走る梨の木川扇状地の南斜面に流域に集落遺跡が出現する。縄文時代中期の遺跡として東海道新幹線の敷設に伴って発掘調査された中野遺跡（14、15）がある。竪穴住居跡4棟、野外炉跡3基、集石遺構10基が発掘調査で確認され、中期後半の土器が多数出土している。このほか、梨の木川上流部の小閑御祭田遺跡では、平成8年の調査で竪穴住居跡が1棟、集石遺構2基などが検出されたほか、縄文時代中期後半以降の土器片が約1400点も出土している。また、下呂石、和田岬産の黒曜石、二上山のサヌカイトなどで製作された石鎌が出土しており、当時の交易の範囲を表している。この他、藤古川と梨の木川に挟まれた台地上に井上遺跡（9）、若宮遺跡（10、11）六反田遺跡（17）など縄文時代後期にかけて多くの遺跡が分布する。

弥生時代の遺跡は垂井町以東の濃尾平野の状況と比較すると、極端に少ない。中島遺跡（1）において同時代の磨製有茎石鎌が出土したとの記録があるが、詳細は分かっていない。続く古墳時代についても、人々の生活痕跡が乏しい。令和2年度からの養老町との共同調査では、垂井町の南宮山麓から養老町にかけて、継続的に古墳が造営されるにも関わらず、関ヶ原町域では、玉倉部の清水などの伝承地が残るが、古墳や同時代の遺物、人々の生活痕跡が希薄なことから、ある意味、神威が感じられるような空間が当該時期に展開していた可能性を指摘した。

そのような様相の中、古代最大の内乱である西暦672年の壬申の乱を契機に、遺跡分布の様相が大きく変化する。野上地区には大海人皇子が2か月にわたり行宮を置いたとされ、伊富岐神社参道付近では同時代から8世紀後半までの須恵器が多数採集されているほか²⁾、推定地付近の天楽遺跡では、美濃刻印須恵器も確認されている。付近は乱後の元正・聖武の行幸による不破行宮・不破頓宮の可能性も指摘されるが、今後の調査に依るところが大きい。

その後、律令体制の整備に伴い、8世紀初頭に不破関が東山道沿いに整備された。不破関跡（5）では、昭和49年からの5次にわたる発掘調査により、藤古川を西端に3方を土塁で囲んだ約12.4haの関の規模が明らかになった。政庁付近では築地と2期にわたる掘立柱建物や円面窓など8世紀中頃を中心とした大量の須恵器が確認されており、そのほとんどが美濃須衛産である。延暦8年（789）の三閨停廢の詔以降も、灰釉陶器、山茶碗などが出土することから、何らかの施設があったことは想定できる。

中世に入ると、東山道の宿駅として、中山宿、野上宿が整備され、常盤御前の墓、寝物語の里など、多くの伝承地も残る。交通の要衝であったことから、承久3年（1221）の承久の乱、暦応元年（1338）の青野ヶ原の戦いにおいても、不破関跡周辺がその舞台となった。ただし、中世における遺跡の発掘事例もなく、その全容は明らかでない。その後、江濃の境目の城として、県境にある長比城のほか玉城、松尾山城などが築かれた。松尾山城跡（3）については、大永年間（1521-1528）に近江の浅井氏の家臣堀氏が居城としたのち、元亀元年（1570）に浅井長政が樋口直房を入れ置いている。その後、織田信長の近江侵攻に際し、信長方の城として、不破光治が在城し、

信長の近江平定後の天正7（1579）年にその使命を終え廃城となったが、慶長5年（1600）年8月に石田三成は大垣城主の伊藤盛正に改修を命じ、関ヶ原の戦いにおいては、小早川秀秋が布陣した。現在も、西美濃最大級の山城として、7つの曲輪、堀切、土塁など多くの遺構がほぼ完存している。なお、関ヶ原古戦場については、圃場整備に伴う調査が行われているものの、戦いに関わる遺構、遺物ともに出土していない。

近世に入り江戸幕府により中山道が整備されると、中山道に關ヶ原宿、今須宿、北国街道（北国脇往還）に玉宿が置かれ、南に伊勢街道も交わることで、多くの通行、物流の拠点として、美濃16宿の中でも人口、長さともに上位に位置し、有数の宿場町として大いに賑わった。

地図番号	遺跡番号	遺跡名	所在地	種類	時代	備考
1	1532	中島遺跡	大字玉字中島	散布地	縄文、弥生	
2	1533	池寺遺跡	大字関ヶ原字池寺	散布地	縄文	
3	1535	松尾山城跡	大字今須字溝口山	城館跡	中世	
4	1536	自害峰遺跡	大字藤下字自害峰	古墓	古代	伝承地
5	1537	不破闕跡	大字松尾	闕所跡	奈良	昭和49年～昭和52年 範囲確認等調査（岐阜県教育委員会）
6	1540	天満山遺跡	大字関ヶ原字天満山	散布地	奈良	
7	1541	西田柴の内遺跡	大字関ヶ原字柴の内	散布地	奈良	
8	1544	合川遺跡	大字関ヶ原字合川	散布地	縄文	
9	1545	井上遺跡	大字松尾字井上	散布地	縄文～古代	
10	1546	若宮A地点遺跡	大字松尾字若宮	散布地	縄文～古代	
11	1547	若宮B地点遺跡	大字松尾字若宮	散布地	縄文～古代	
12	1548	鐘叩遺跡	大字松尾字鐘叩	散布地	縄文～古代	
13	1549	井ノ口遺跡	大字関ヶ原字井ノ口	散布地	縄文～古代	
14	1551	中野A地点遺跡	大字関ヶ原字中野	散布地	縄文	
15	1552	中野B地点遺跡	大字関ヶ原字中野	散布地	縄文	
16	1554	大栗毛遺跡	大字関ヶ原字大栗毛	散布地	縄文	
17	1555	六反田遺跡	大字関ヶ原字六反田	散布地	縄文～古代	
18	6966	小関御祭田遺跡	大字関ヶ原字小御祭田	散布地	縄文	平成8年発掘調査 (岐阜県文化財保護センター)
19	6967	南野遺跡	大字関ヶ原字南野	散布地	縄文	
20	6968	中田遺跡	大字関ヶ原字中田	散布地	縄文	
21	6970	正慶畠遺跡	大字玉字正慶畠	散布地	縄文、弥生	
22	6971	祖父谷遺跡	大字関ヶ原字祖父谷	散布地	縄文	
23	6972	西甲斐墓遺跡	大字関ヶ原字西甲斐墓	散布地	縄文	
24	6973	若宮C地点遺跡	大字松尾字若宮	散布地	縄文～古代	

表1：周辺遺跡一覧表

註

- 1) 表1の遺跡名、種類、時代と、図3の遺跡位置、範囲は、岐阜県教育委員会2007『改訂版 岐阜県遺跡地図』を参考とし、各遺跡の記述は、以下の文献を参考とした。
 関ヶ原町 1990『関ヶ原町史 通史編上巻』
 岐阜県文化財保護センター 1997『小関御祭田遺跡』岐阜県文化財保護センター調査報告書31
 西美濃古代皇族の歩み探訪事業実行委員会（関ヶ原町・養老町）2021『ヤマトタケルと伊吹の荒ぶる神』
- 2) 平成22年度に関ヶ原町教育委員会では詳細分調査を実施しているが、その詳細は未報告である。今後の報告により、遺跡の状況が大きく変わることがあることを申し添える。

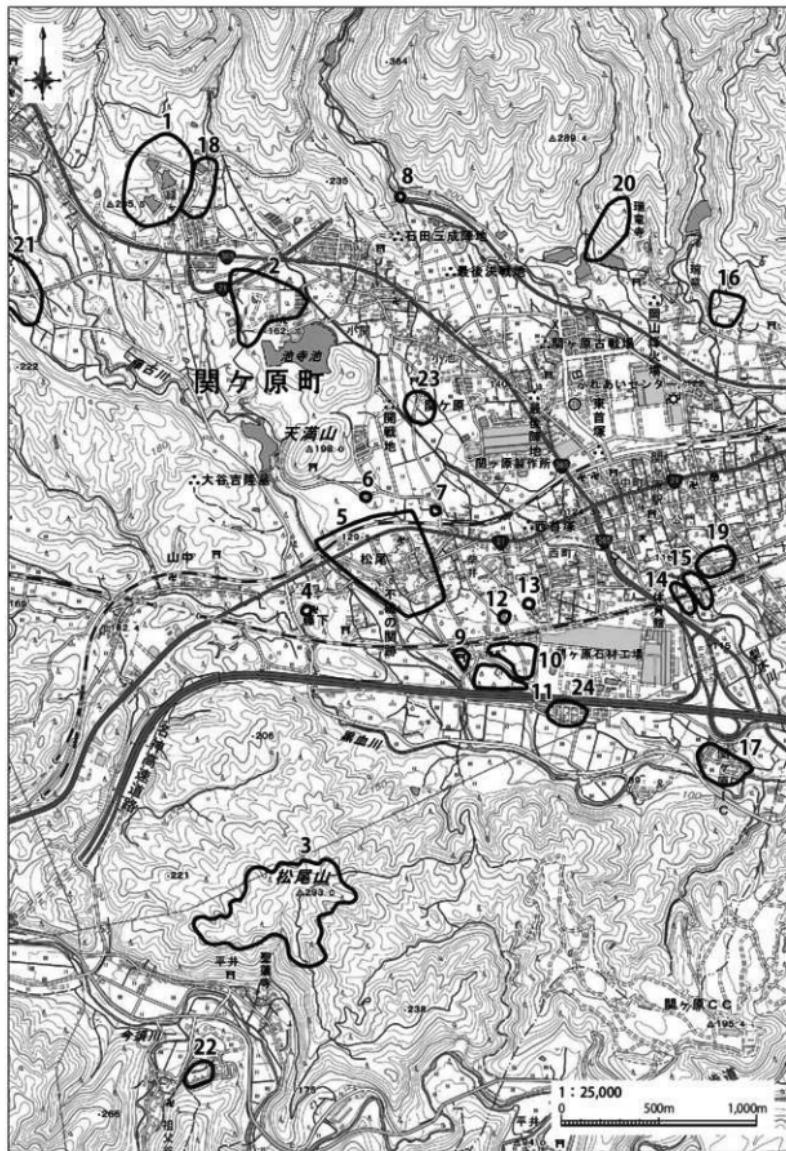


図3：周辺遺跡位置図 (S=1/25,000 國土地理院地図から)

第3節 不破関跡と周辺の古代遺跡

関ヶ原町を含めた美濃西部は、壬申の乱において、大海人皇子が安八磨郡（今の大垣市・池田町付近）にあった私領である湯沐邑を経済基盤とした。吉野を出た大海人皇子は美濃の豪族らに命じて、不破道を押さえ、野上に行宮を置き勝利した。壬申の乱後、この地域は中央に重要視され、古代美濃の中心地となった。そのため、畿内からの東国への入口である不破関を最西端として、垂井町や大垣市を含む東山道に沿いの約10kmにわたり多くの古代遺跡が存在する（図4）¹⁾。以下にその概要を挙げるとともに、不破関跡との関係を整理する。

（1）美濃国府（垂井町）²⁾

平成3年（1991）から12年間にわたり垂井町教育委員会により発掘調査が実施され、平成18年（2006）には国史跡史跡となった。南宮御旅神社付近に東西67.2m、南北73.5mの政庁と、同時に西脇殿、東脇殿も確認されている。政庁内の正殿、脇殿とともに同位置で2回の建て替えを実施しており、8世紀後半の建て替えの際には礎石建物としている。この他、朱雀路や政庁の東側には東方官衙地区も確認され主要施設の配置がほぼ判明している。

出土遺物からその存続時期は8世紀中頃から10世紀中頃とされ、最も遺物の出土量が増えるのは8世紀中頃以降であり、最も盛んに機能していた時期であるとされる。不破関の実質的な機能が失われつつあった頃から、国府としての機能が果たされ始めたことが指摘されている。

（2）美濃国分尼寺（垂井町）³⁾

平成16年（2004）から5年間にわたり範囲確認調査が行われている。基壇を築いた瓦葺の建物跡が確認され、その周辺から破片を含んだ大量の軒丸、軒平瓦が見つかり、その大部分は隣接する美濃国分寺創建瓦と同型であることが判明している。

また、現存する土塁から東西150m、南北150m以上の寺域が想定されるが、伽藍配置について、はっきりとしたことはわかっていない。

（3）美濃国分寺（大垣市）

昭和43年（1968）から約10年間にわたり発掘調査が行われ、平成8年（1996）以降も南面の道路拡幅等により継続して調査が行われており、調査地は大規模な史跡公園として活用されている。調査結果により南門・中門・塔・金堂・築地など伽藍の全貌が明らかになっている。瓦類は軒丸瓦が5型式、軒平瓦が4型式に分類されており、そのうち創建時瓦が不破関でも出土している。

（4）宮廻寺跡（垂井町）⁴⁾

『統日本紀』天平11年（740）の聖武天皇東国行幸の際の「宮廻寺」に比定され、字御所野と呼ばれる一帯に位置し、白鳳時代後期に創建されたと推定されている。発掘調査が行われておらず不明な点が多いが、礎石の一部や古瓦の分布状況などから伽藍配置が推定されている。表採遺物の軒丸、軒平瓦からは不破関や宮代廢寺と同型関係を持つものが確認されている。

(5) 宮代廃寺（垂井町）⁵⁾

昭和 42 年（1967）及び昭和 47 年（1972）2 度の発掘調査が行われており、約 12m 四方の塔基壇や、約 150m 四方の築地跡が明らかになっている。塔基壇は瓦積みの基壇であり、奈良時代末から平安初期のものと推定されている。

また、軒丸瓦は 6 型式、軒平瓦は 3 型式が確認されており、特に軒丸瓦の 1 ~ 3 型式の単弁蓮華文軒丸瓦は白鳳時代の初期にまで遡るものもあることから、同時に渡来系氏族との関連性が指摘されている。

(6) 大石古窯跡（垂井町）⁶⁾

古くから美濃国府の瓦を焼いた窯として推定されていたが、平成 25 年（2013）の本発掘調査により、瓦集積遺構や瓦窯遺構が確認されている。美濃国分寺創建瓦と同型の単弁十六葉蓮華文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦が出土したが、これと同型の瓦は美濃国分尼寺や不破関からも出土していることから、不破関への供給元としての可能性が浮上してきている。

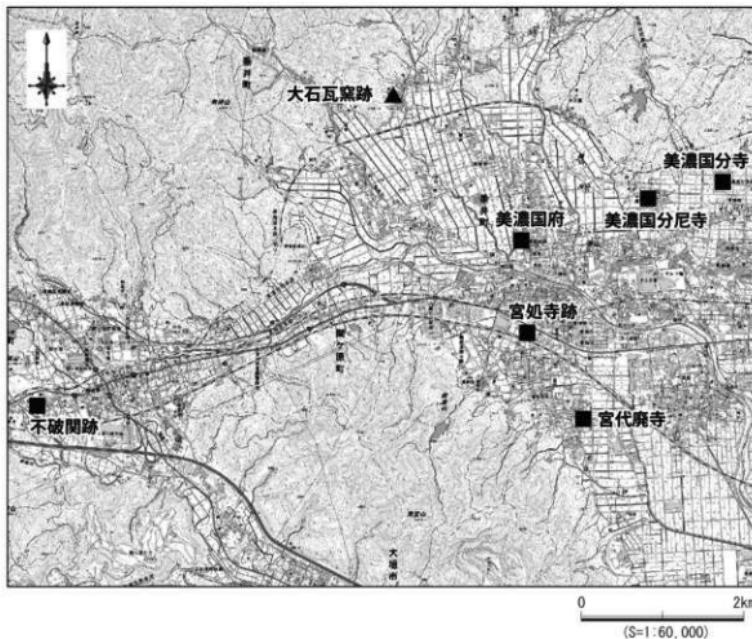


図 4：周辺関連古代遺跡位置図 (S=1/60,000 國土地理院地図から)

以上のように、付近の関連遺跡からは不破関出土瓦との関連が多く見られ、これらの遺跡を一群として、当時の様相を探ることで、それぞれの遺跡の性格も明らかになることが想定される。不破関Ⅰ型式及びⅡ形式が複弁蓮華文軒丸瓦でいわゆる川原寺式系の瓦で、不破関跡周辺の古代寺院からも多く出土している。このことについて、美濃の多くの寺院から川原寺系の複弁蓮華文軒丸瓦が共通して出土していることから、壬申の乱によるこの地域に対する論功行賞により、古代寺院が集中して建てられたとする考え方を提示されている⁷⁾。

一方で西の近江側に目を向けると、不破関跡から約10kmの東山道沿いに三大寺跡⁸⁾がある。存続年代は685年～715年の間とあり、不破関の成立時期とも重なる。本薬師寺式、山田寺式の軒丸瓦が出土しており、不破関跡出土の川原寺式とは異なるが、今後、不破関を挟んだ東西それぞれの様相を踏まえ検討する視点が必要である。

註

- 1) 垂井町教育委員会 2013『タルイビアセンター第48回企画展図録 垂井の歴史と文化財』垂井町教育委員会
- 2) 垂井町教育委員会 2005『美濃国府跡発掘調査報告Ⅲ』垂井町教育委員会
- 3) 垂井町教育委員会 2010『美濃国分尼寺跡発掘調査報告書』垂井町教育委員会
- 4) 中川尚子 2001『不破郡における古代軒瓦』『平成11年度タルイビアセンター歴史民俗資料館報』
- 5) 垂井町教育委員会 1972『宮代廃寺跡発掘調査報告』垂井町教育委員会
- 6) 垂井町教育委員会 2013『大石古窯跡発掘調査報告』垂井町教育委員会
- 7) 八賀晋 1973「地方寺院設立の歴史的背景」『考古学研究』第20巻第1号
- 8) 米原町 2002『米原町史 通史編』米原町史編さん委員会

第3章 既往の調査

第1節 調査の概要

不破関跡は鎌倉時代の関守跡と伝えられている場所が昭和10年（1935）に県史跡として指定され、戦後は史跡指定が解除されていたが、昭和45年（1970）に改めて県史跡に指定された。同時に県事業として埋蔵文化財分布調査が実施され、全国的な開発の波の中で、不破関跡の範囲確認や構造の解明は急務だとされた。そのため、岐阜県教育委員会の重要施策の1つとされ、昭和49年（1974）から昭和52年（1977）の間に5次にわたり岐阜県教育委員会最初の発掘調査が実施された¹⁾。

発掘調査の結果、藤古川を西限として、北側（460.50m）、東側（432.10m）、南（120m）の三方を土塁で囲む台形状の範囲であることが判明した。また、中央部には築地で囲まれた中心的な施設（政庁）があったと推定され、その南側を東西に東山道が走っていたとされる。以下、当時の調査（以下、「不破関跡第1次～第5次調査」という。）で判明した遺構、遺物などの概要を整理して記す。なお、当時の近年の資料整理の中で確認された当時の調査写真についても、併せて掲載した。

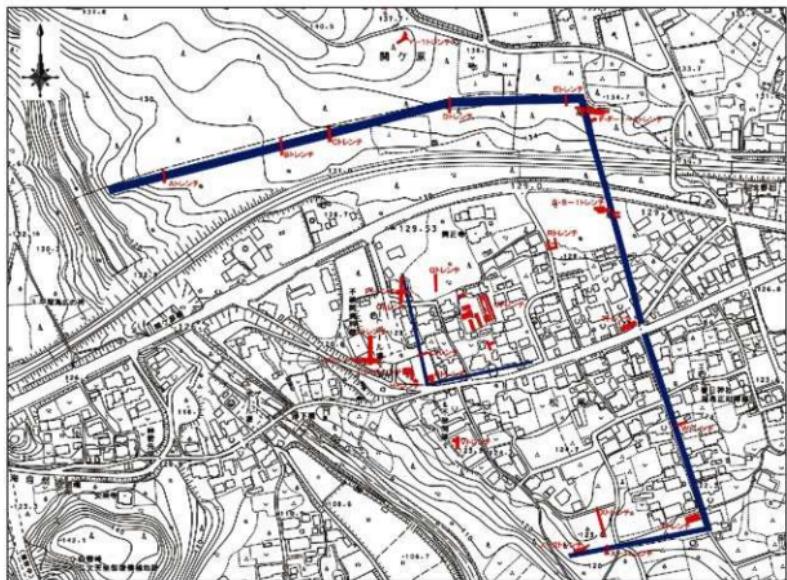


図5：不破関跡発掘調査トレンチ配置図（関ヶ原町都市計画図に加筆）

第2節 遺構

（1）土塁

北限土塁（460.50 m）では、5ヶ所に土塁を縦断するトレンチを設定している。築造は、地山である黄褐色砂土ないし粘土層の上に掘込み地形をすることなく、直接盛土を大きく2度にわけ積み構築しており、全体として基底部幅5mから7m前後・高さ2m前後であった。黄褐色砂土（地山）の上に、黄褐色土層、黒褐色土層をたたきしめ基底部（下部）を築造し、その上に黄褐色粘土・黒褐色粘土、微石を混ぜて5cmから10cmの層を何層にも版築状に積み重ねているとされた。

東限土塁では、北面隅の土塁基底部（下部）から、和銅開跡3枚を埋納した土師器甕と須恵器蓋が検出され、土塁の構築の時期を知る大きな手がかりとなった。いずれも8世紀中葉頃の土器と想定されており、聖武天皇の東国行幸との関連が考えられている。東限土塁の南部は地下に基底部を残すのみで上部の版築部は確認されていない。なお、東限土塁の内外には幅に幅1.2m、深さ0.15～0.3mほどの溝が検出されており、覆土からは軒平瓦（時期差のある2型式）が出土している。

南限土塁は、藤古川の河岸段丘上の端部を利用して構築されており、遺構はわずかに基底部を残すのみであったが、ほぼ東西方向に位置し、西側は藤古川の崖面にまで達している。

（2）築地

藤古川の崖を上った位置の東山道の北側（G、Lトレンチ）で、築地及び築地内側の石敷遺構が確認された。築地は南北分が道路拡幅のため破壊されており、基底部幅等は明らかでないが、Gトレンチにおいて、地山上（黄色砂礫層）に黒褐色粘土と黄色粘土が混じった黒褐色土で基底部を置き（走り）、その中央部に黄灰色粘土を積んだ崩の本体が立ち上る構造が確認された。基底部からの高さは約1mほどである。

築地の内側は小形の川原石が幅3mほどの範囲で一面に敷かれており、雨落敷と考えられた。川原石上には軒平瓦も含め瓦が多数検出されており、築地の屋根は瓦葺きであったと考えられている。北側のLトレンチにおいても築地の基底部が確認され、不破闇が外郭と内郭とが二重に囲繞されていたことが判明した。

（3）政庁

築地で囲まれた部分（Uトレンチ）において、直北に方位をとり二期に分かれた2棟の掘立柱建物が確認された。築地で囲まれた内郭の中心的建物群と考えられ、平瓦片の堆積等も見られ瓦葺きの建物の可能性もあるが、礎石も確認されていないほか、どの建物のものかについても詳細はわかっていない。

（4）その他の遺構

六角形状で約3mの柱間をもった望楼的な建物跡は南西部（東山道・藤古川の隣接点）、北東部（北限・東限土塁の交点）の2箇所で確認されたほか、東限土塁の内側で方形の竪穴住居一棟が検出され、分番する兵士の住居と考えられた。なお、礎石建物は一棟も検出されていない。

第3節 遺物

（1）瓦類

調査において瓦類は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦が出土している。瓦類は築地に囲まれた部分がほとんどであり、関の中心的建物（政庁）がこの部分にあったことを物語る。軒瓦は、軒丸瓦Ⅳ型式、軒平瓦Ⅲ型式とされ、軒丸瓦は複弁蓮華文を基本とした川原寺式軒丸瓦の系列に含まれる型式が最初の軒丸瓦で、その後、平城宮所用の軒丸瓦、美濃国分寺所用軒丸瓦が使用されている。

なお、軒瓦類については、全てが発掘調査での出土ではなく、調査以前の表採などの旧出土品も含まれている。軒丸瓦Ⅲ型式が平城宮 6282 (G) 型式と同系列であることに加え、軒丸瓦Ⅳ型式についても国分寺創建瓦が使用されていることを踏まえ、8世紀中頃に聖武天皇の東国行幸に伴い、再整備を行った可能性が指摘されている。

（2）土器類

須恵器・土師器がほぼ全域から出土する。須恵器がまとまって検出できるのは、築地に囲まれた政庁部分 (G, L, U トレンチ) である。出土したのは壺・壺蓋・高壺・壺・長頸壺・甕・硯など多種に渡る。須恵器は全体的に8世紀中頃のものが大多数で、9世紀のものもある。最も古い時期の壺が8世紀初頭で、その器形や焼成の状況から美濃須衛窯(各務原市稻田山4、13、15号窯)で焼成されたものが搬入されていることが確認されている。

対して、土師器は量的に少ないが灯明皿、甕、杯、鍋などの器種も出土している。

第4節 調査成果のまとめ

以上の状況を踏まえた不破関跡第1次～第5次調査の成果は以下のとおりである。

①創設時期

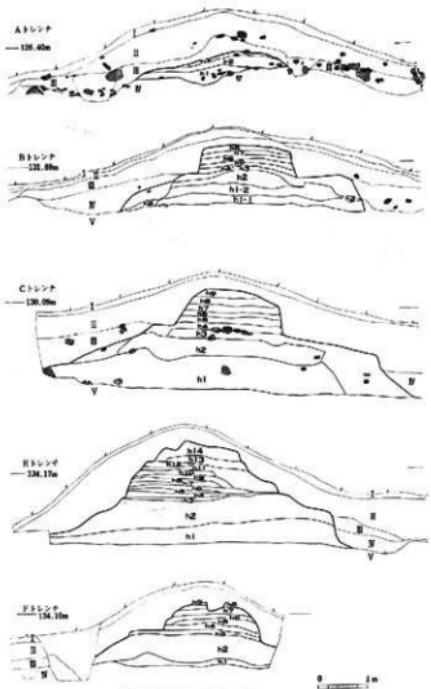
中世に成立した『一代要記』や『帝王編年紀』では、不破関を壬申の乱の翌年に成立としているが、発掘調査の結果から、出土遺物は8世紀初頭以降のものがほとんどであり、『続日本紀』にある藤原房前の東海道・東山道の開削の検察時期も踏まえると、8世紀初頭頃の整備が想定される。

②外郭土塁の築造時期

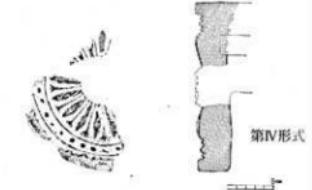
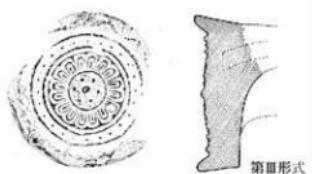
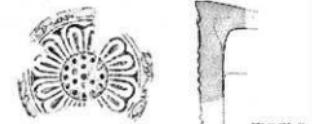
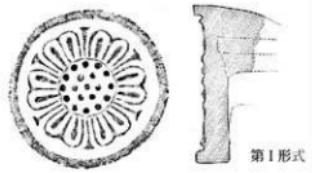
東限土塁北東隅から和銅開跡3枚を埋納した小形の土師器と須恵器蓋が出土し、須恵器の年代感を踏まえると土塁は8世紀中頃の整備と考えられる。これは天平12年(740)藤原廣嗣の乱に伴う、聖武天皇の東国行幸(伊勢・美濃)の反映とされる。

③先行する建物

出土する軒丸瓦のうち、7世紀末から8世紀初めの時期に相当する複弁蓮華文軒丸瓦が存在する。8世紀中頃土塁の築造を含めた再整備に先だって、関の機能をもつ瓦葺き建物群が存在していた可能性がある。



北限土壌土層断面図



軒丸瓦拓本・実測図 4型式

Aトレンチ

I表土層

II茶褐色砂上層

III黒褐色砂上層

IV黄褐色粘土上層

Bトレンチ

I表土層

II黄褐色粘土上層

(Vと同層)

III茶褐色砂上層

IV黒褐色砂上層

Cトレンチ

I表土層

II茶褐色砂上層

III黒褐色砂上層

IV黄褐色粘土上層

Eトレンチ

I表土層

II茶褐色砂上層

III黒褐色砂上層

IV黄褐色粘土上層

Fトレンチ

I表土層

II茶褐色砂上層

III黒褐色砂上層

IV黄褐色粘土上層

軒平瓦拓本・実測図 3型式

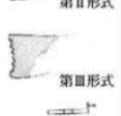
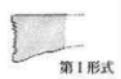


図6：不破関跡北限土壌土層断面図、軒丸瓦、軒平瓦一覧
(岐阜県教育委員会 不破関跡調査委員会 1978「美濃不破関」を一部改変)



写真6：東限土壁状況（当時）



写真7：北限土壁Bトレンチ断面（第1次）



写真8：北限土壁Aトレンチ断面（第1次）



写真9：東限土壁（Fトレンチ）和同開示出土状況（第1次）



写真10：菜地（Gトレンチ）断面（第2次）



写真11：SH201（Gトレンチ） 軒平瓦出土状況（第2次）



写真12：SA202（Lトレンチ） 菜地土層断面（第2次）



写真13：SB201（Mトレンチ）望楼的建物（第2次）



写真14：SB303B（Sトレンチ）竪穴住居跡（第3次）



写真15：平瓦堆積状況（Uトレンチ）（第3次）



写真16：SB401掘立柱建物跡（Iトレンチ）（第3次）



写真17：SB403掘立柱建物跡（Fトレンチ）（第4次）



写真18：SD401東限土塁溝（Fトレンチ）（第4次）

註

- 1) 本章の内容は岐阜県教育委員会 不破関跡調査委員会 1978『美濃不破関』を引用、参考に構成しており、図面等は当時の報告書を参考にされたい。なお、掲載した写真は近年の再整理事業の中で確認されたもので、トレンチ名、調査次を付記した。

第4章 調査の成果

第1節 調査の方法

今回の発掘調査においては、墓地駐車場及び進入路整備予定地点にそれぞれトレントを設定した。北限土壁に直行する形で整備される進入路整備地点には、北限土壁本体及び土壁に伴う溝の検出を目的したことから、長辺 20 m、短辺 1~2 m、面積 24 m² のトレント 1 を、墓地駐車場整備地点には、長辺 4 m、短辺 1 m、面積 4 m² のトレント 2、3 を十字に設定し、調査を行った。

トレント 1においては不破関跡第 1 次調査時に 5 つのトレントが調査されており、その調査結果を元に、遺構面まで重機で掘削を行った。遺構検出等は人力で行い、特に北限土壁の断面確認は慎重に行っている。

遺構名については、規模が狭小であることから検出順に番号を付し、「遺構 1」というように表記した。遺構等の実測作業は、平面図及び土層断面図とともにデジタル測量を実施した。北限土壁の土層断面図は 50 分の 1 とし、そのほか実測対象に応じて適切な縮尺を選択した。写真撮影はデジタルカメラのみである。

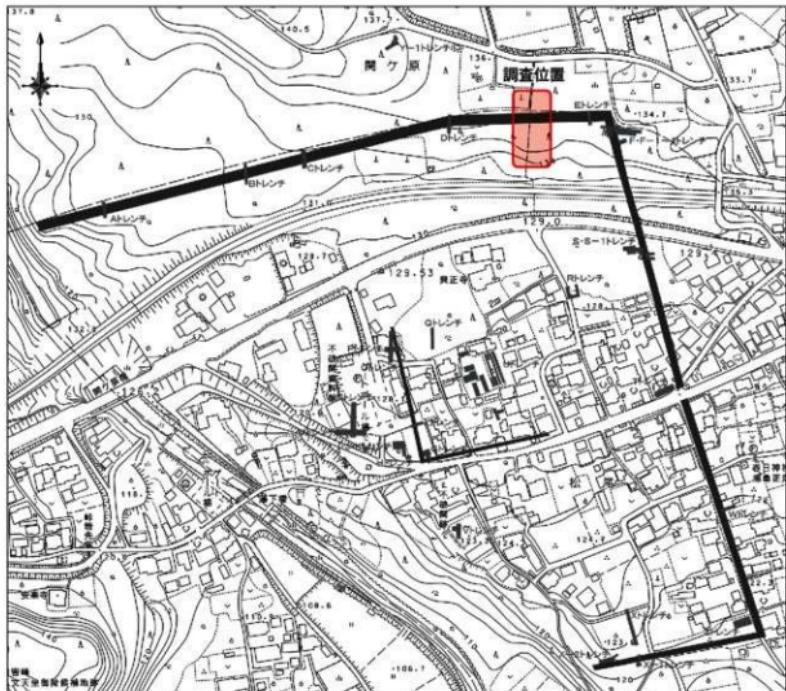


図7：調査位置図（不破関跡発掘調査トレント配置図に加筆）

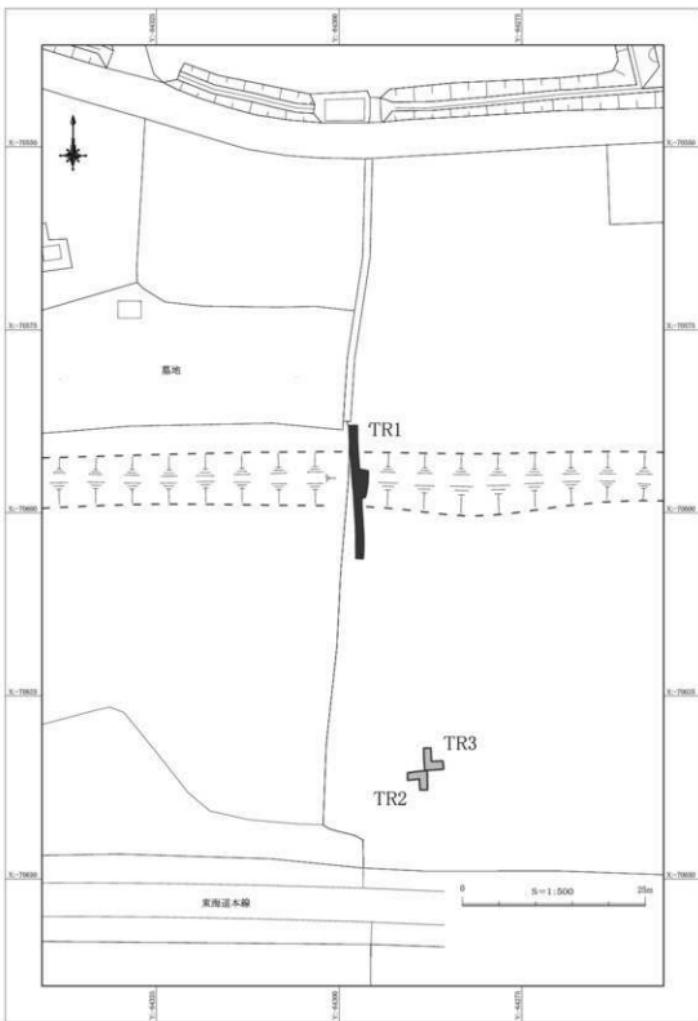


図8：トレーンチ1～3配置図

第2節 基本的層序

以下、それぞれのトレンチについて、基本的な層序を説明する。

(1) トレンチ1

北限土壠は南東方面にゆるやかに傾斜する台地上に位置する不破闕跡の最も高い場所に位置し、現存の土壠頂部の標高は 137.1 m である。基本的層序として、土壠を頂点に北側は約 50 cm～80cm、南側は約 10cm～50cm に黒色土の表土層が広がる。次に性格が不明な黄褐色土粒混じりの黒色土が約 25cm 前後で堆積し、その下に土壠本体の 3 層が、バラスを含む黒褐色土が約 40cm、固く締まる黒色土が約 80cm、暗褐色の粘土層が約 10cm とそれぞれ版築状に積み重ねられる。最下層は、にぶい黄褐色土で直径 1～5cm のレキが混じる地山である。

(2) トレンチ2、3

北限土壠からなだらかに南に南下する斜面に位置し、地表面の標高は 132.3～132.5 m である。70cm～90cm の黒褐色土の表土層が広がり、その下に黒褐色土が約 20cm～40cm 程度堆積する。この上面が遺構面と見られたが、遺構、遺物ともに確認されていない。最下層がにぶい黄褐色土の地山であるが、トレンチ1よりも大きな 10cm 程度のレキを含む。

第3節 遺構・遺物

以下、それぞれのトレンチについて、遺構、遺物の状況について説明する。

1. トレンチ1

(1) 北限土壠 (図9～図12、写真19～30)

今回の調査では不破闕跡第1次～第5次調査時と同様、下段部幅 550cm、地山からの高さ 130 cm、上段立ち上がり幅 150cm の土壠遺構を確認した。

土壠本体の構造は次のとおりである。まず、土壠積み上げの基礎となる地山層（5 層）を削り出し、成形を行っていると判断した。その上に固く締まる暗褐色粘土層（21 層）を積み平坦面を造成していると考えた。次に、主として黄褐色土粒が混じり固く締まった黒色土層（13 層～30 層）と、バラスを含む黒褐色土層（12、23 層）を版築状に積み、土壠の下段部を造成しており、下段部上面の標高は、136.3 m である。最後に土壠の上段部として、固くしまる黒色土層（24～27 層）をこれも版築状に積んでいる。

不破闕跡第1次～第5次の調査報告書によると地山から約 80cm 積まれた黒色土層（13 層～30 層）を 1 層として扱っているが、この黒色土層については、黄褐色土粒混入の有無、粘性、土層の締まり方の違いから、約 10cm 単位の版築工法で築造された土壠であると判断し、分層を行った。

また、土壠北側の黒色土層（7、9、10 層）、南側の黒色土層（31、34、35 層）は、土壠上部からの崩落土の可能性も考えられたが、土壠本体北側、南側ともに黄褐色土粒が混じる固く締

まったく土層であることから、土塁本体を支える補強土、もしくは、土塁本体外側の犬走り的な構造としての可能性が考えられる。しかし、結論を出すには調査面積が少なく、今回の調査においてはその可能性を指摘するに留めたい。

なお、今回の調査において土塁下段部と上段部の接点に小さな凹みが確認できた（図 11）。これを築地構築の際の添柱の掘方として考えると、土塁上段部の黒色土層（24～27層）に関しては、土塁の上部に設置された築地の基底部の可能性もある。ただ、面的な調査が出来ておらず、調査面積も狭小であることから、こちらについても判断は保留したい。

北限土塁自体が旧村境ということもあり、土塁状には針葉樹が数百mにわたり植林されている。今回の調査地についても、断面を確認した結果、土塁上段部は杉の根により大きく攪乱されており、本来の原型をとどめていないと判断した。そのため、築造当時の土塁の高さを確認するまでには至らなかった。

（2）遺構（図9、写真20、30）

遺構に関しては、遺構1～3まで確認した。

遺構1については、土塁より4mほど北側に位置している。北限土塁に伴う溝的な遺構とも考えられる。不破関跡第1次～第5次調査の際には、東限土塁の内外に溝が検出されているが、今回は発掘調査範囲が狭小であるため、その性格については不明とした。

遺構2についても、土塁南側に隣接しており、溝状遺構として理解できる可能性がある。不破関跡第1次～第5次調査において、北限土塁Eトレーナーが今回の調査地点より約40m東側に位置し、北限土塁南側に溝状的な遺構が確認されている。今回確認された遺構2と連続する可能性もあるが、遺構1同様に発掘調査範囲が狭小であることから、今回の調査のみで溝状遺構として結論づけることは難しい。

遺構3については、遺構2の1mほど南に位置するものの、その性格は不明である。

（3）遺物

遺物について、北限土塁断面のほか、人力での掘削土については、全てふるいに掛けたが、遺物については全く確認されなかった。

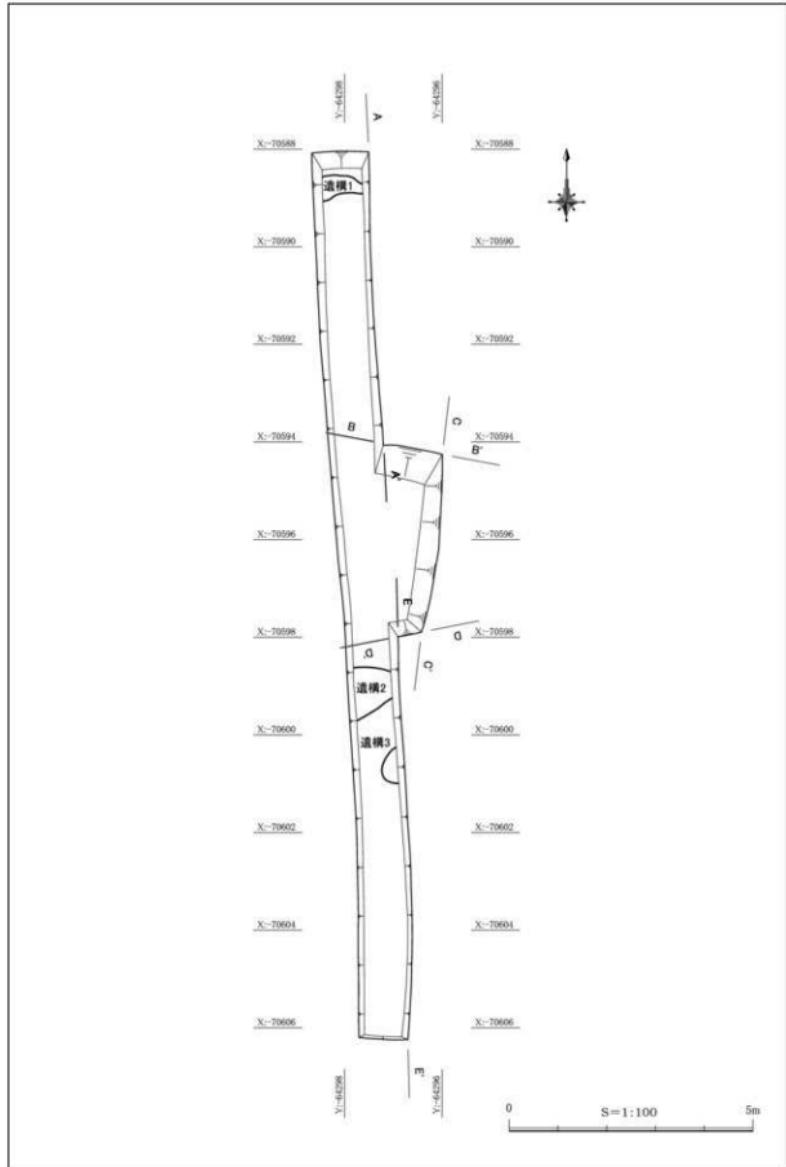
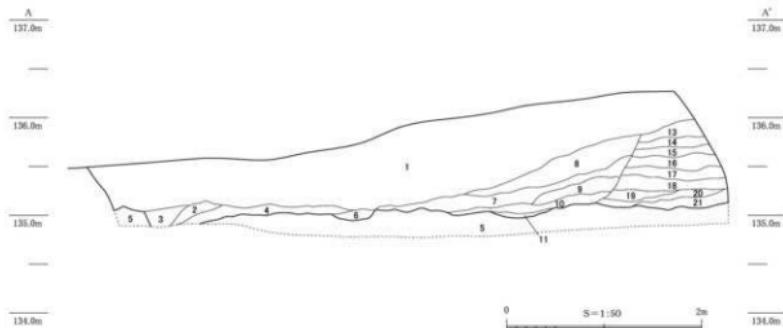


図9：トレンチ1平面図



- | | |
|---|--|
| 1. 10YR2/1 黒色土 しまりなし 表土層 | 11. 10YR2/2 黒褐色土 9よりしまりあり 黄褐色土粒多く混じる 深状透構部の堆上か |
| 2. 10YR1.7/1 黒色土 粘質土 | 13. 10YR2/1 黒色土 粘性あり しまりあり |
| 3. 10YR2/1 黒色土 粘性あり しまりあり 透構部堆土 | 14. 10YR2/1 黒色土 粘性なし しまりあり 黄褐色土粒混じり |
| 4. 10YR2/2 黒褐色土 ややしまりなし | 15. 10YR1.7/1 黒色土 粘性ややあり しまりあり |
| 5. 10YR1/2 にじく黄褐色土 粘性あり φ1~5cmのレキ混じり 地山 | 16. 10YR1.7/1 黑色土 固くしまる 黄褐色土粒混じり |
| 6. 10YR2/2 黑褐色土 粘性あり しまりあり 黄褐色土粒混じり | 17. 10YR1.7/1 黑色土 しまりあり 16よりしまり弱い 黄褐色土粒混じり |
| 7. 10YR2/3 黑褐色土 固くしまる φ5mm程度のレキ混じり | 18. 10YR1.7/1 黑色土 固くしまる 黄褐色土粒混じり |
| 8. 10YR2/1 黑色土 粘性あり あまりしまりなし φ1~3mmレキ混じり | 19. 10YR2/1 黑色土 粘性あり しまりあり 黄褐色土粒混じり |
| 9. 10YR2/1 黑色土 固くしまる 黄褐色土粒混じり 土壌の補強土か | 20. 10YR2/2 黑褐色土 粘性ややあり 黄褐色土粒混じり |
| 10. 10YR2/1 黑色土 9よりしまりあり 黄褐色土粒混じり 土壌の補強土か | 21. 10YR3/4 増褐色土 粘性あり 固くしまる φ1~5cmレキ混じる |

図10：トレンチ1 土層断面図 (A-A')



写真19：トレンチ1東壁土層断面①（西から）



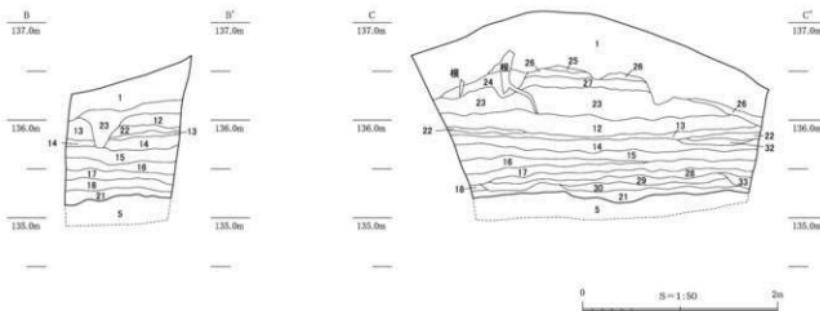
写真20：トレンチ1造構1棟出状況（南西から）



写真21：トレンチ1東壁土層断面②（西から）



写真22：トレンチ1東壁土層断面③（西から）



1. 10Y2/1 黒色土 粘りなし 表土層
 5. 10Y3/3 にぶい黄褐色土 粘性あり φ1~5cmのレキ混じり 地山
 12. 10Y2/2 黒褐色土 バラス含む 黄褐色土粒多く混じる 固くしまった土
 13. 10Y2/1 黒色土 粘性あり しまりあり
 14. 10Y2/1 黒色土 粘性なし しまりあり 黄褐色土粒混じり
 15. 10Y1/7/1 黒色土 粘性やあり しまりあり
 16. 10Y1/7/1 黒色土 固くしまる 黄褐色土粒混じり
 17. 10Y3/7/1 黒色土 しまりあり 16よりしりまけい 黄褐色土粒混じり
 18. 10Y3/7/1 黒色土 固くしまる 黄褐色土粒混じり
 21. 10Y2/4 喀褐色土 粘性あり 固くしまる φ1~5cmレキ混じり
 22. 10Y3/7/1 黒色土 粘性なし 固くしまる 黄褐色土粒混じり
 23. 10Y2/2 黒褐色土 バラス含む 固くしまる 黄褐色土粒多く混じる
 24. 10Y2/1 黒色土 粘性あり 固くしまる 黄褐色土粒混じり 木の根により擾乱を受ける
 25. 10Y2/1 黒色土 固くしまる 黄褐色土粒混じり 土壌上部(現存の?)
 26. 10Y2/1 黒色土 固くしまるがφ5より弱い 黄褐色土粒混じり
 27. 10Y2/1 黒色土 固くしまるがφ2より弱い 黄褐色土粒混じり
 28. 10Y2/1 黒色土 ややしまりあり 黄褐色土粒混じらない
 29. 10Y2/1 黒色土 29よりしまる 黄褐色土粒混じらない
 30. 10Y2/2 黒褐色土 固くしまった土
 32. 10Y3/7/1 黒色土 粘性なし 固くしまる 黄褐色土粒混じり
 33. 10Y2/1 黒色土 粘性あり しまりあり 黄褐色土粒混じらない

図11：トレント1土層断面図（B-B' C-C'）



写真23：トレント1 東壁土層断面④（南から）



写真24：トレント1 完掘状況（南西から）



写真25：トレント1 東壁土層断面⑤（西から）



写真26：トレント1 完掘状況（北西から）

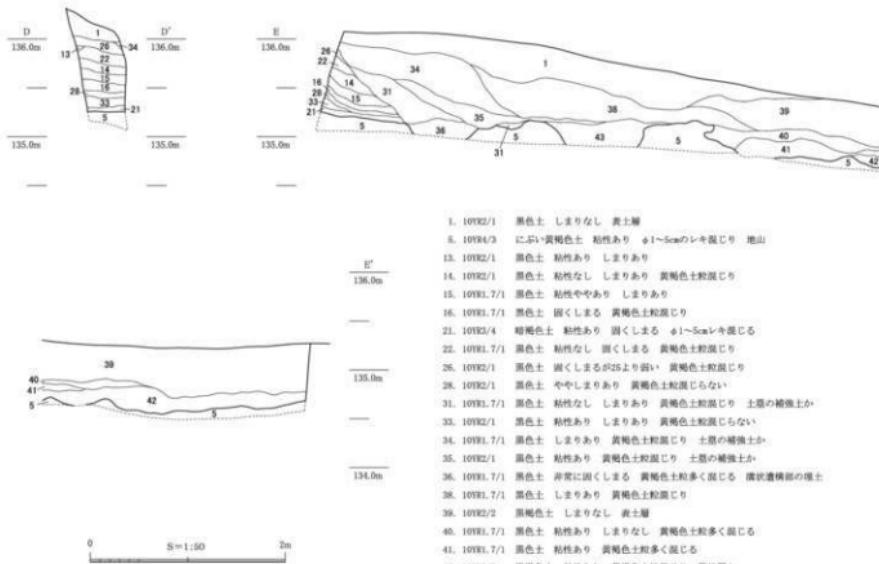


図12：トレンチ1 土層断面図 (D-D' E-E')



写真27：トレンチ1 東壁土層断面⑥（北から）



写真28：トレンチ1 東壁土層断面⑦（西から）



写真29：トレンチ1 東壁土層断面⑧（西から）



写真30：トレンチ1 造構2検出状況（北西から）

2. トレンチ2、3

遺構・遺物（図13、14、写真31～34）

松尾墓地駐車場設置箇所に $1\text{m} \times 4\text{m}$ で十字にトレンチを入れ、遺構面、地山まで掘削を行つたが、遺構遺物ともに検出されなかつた。

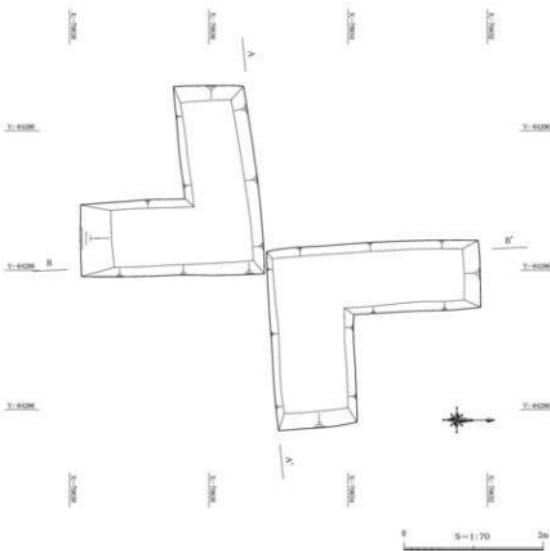


図13：トレンチ2、3平面図

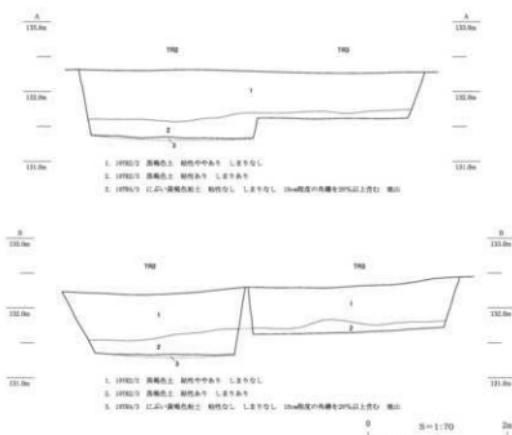


図14：トレンチ2、3土層断面図（A-A'・B-B'）



写真31：トレンチ2東壁土層断面（西から）



写真32：トレンチ2完掘状況（北から）

第4節 調査のまとめ

今回の北限土壘確認調査においては、不破関跡第1次～第5次調査時より広い幅でトレンチを入れることが出来たこともあり、土壘構造がより詳細に判明した。土壘の築造は平坦面の造成、下段部の築造、上段部の築造の3段階に分けて考えることができる。当時は1層と判断されていた地山から約80cm程度の土壘下段分についても、今回の調査では、版築状の土壘構造と判断した。今回の調査により、土壘本体全てが版築工法により築造されていることがわかったのは大きな成果である。

土壘の築造年代については、不破関跡第1次～第5次調査において土壘内から出土した須恵器蓋により、8世紀中頃という判断がされているが、今回の調査では全く遺物が確認されず、土壘の築造年代を判断する材料がなかった。不破関跡第1次～第5次調査の際には、北限土壘と南限土壘の交差する付近のトレンチ南側基底部（下段部）上に、小片の平瓦が散布していたとされるが、そのほかの北限土壘トレンチ及びその周辺からは瓦が全く出土していない。この点については、第5章において検討を加えたい。

また、土壘の本体外側にそれぞれ固く締まった黒色土層を確認したが、土壘本体の補強土、もしくは土壘外側の犬走り的な構造の可能性がある。また同様に土壘の外側にそれぞれ遺構が確認できたが、土壘に伴う溝状遺構かどうかについては明確に結論づけることはできなかった。これらについては、今後の調査成果の積み上げが必要である。

なお、不破関跡の西側を除く3方を囲む土壘については、鈴鹿関跡と同様に築地ではないかという指摘もある¹⁾。その点も考慮し築地に伴う遺構がないか確認しながら調査を行い、土壘上段部と下段部の接点に小さな凹みを確認した。これを築地構築の際の添柱の掘方として考えることもできるが、土壘上段部が杉の根等の影響を受けており、今回の調査では築地と断定していない。築地かどうかについても、今後の検討課題である。

註

- 1) 亀山市2011『web亀山市史 考古編』では不破関の土壘について、不破関跡第1次～第5次調査において、北限土壘及び東限土壘に設定されたトレンチE、Fの土壘南側の基底部から瓦の小片が見つかったことから、基底部（下部）に土壘を築造し、上部に築地を設けた城壁であったと結論付けている。

第5章 考察

第1節 はじめに

不破関を含む古代三関は、壬申の乱の経験から、畿内から東国へ逃げる反乱者を押さえ、東国を拠点として反撃するということを未然に防ぐために設置されたとされる¹⁾。東海道の鈴鹿関(三重県亀山市)、北陸道の愛発関(福井県敦賀市)、東山道の不破関の三関が軍防令置関条に規定されている。

不破関跡は昭和49年(1974)から5次にわたる調査が実施されたが、鈴鹿関跡は平成18年からの継続的な調査で徐々にその様相が明らかにされ、令和3年3月には国の史跡指定を受けた。なお、愛発関については敦賀市疋田を有力地とし、5ヶ年の発掘調査を実施したが、その詳細が分かっていない。

本章においては今回の調査成果について、これまでの古代三関の研究成果や、現在も継続的に調査が行われている鈴鹿関跡の発掘調査成果との比較等を通じて、不破関跡の規模や構造について改めて検討を加える。

第2節 鈴鹿関との比較による土壙構造の検討

鈴鹿関跡においては、第1次調査の結果から、版築痕跡と重圓文軒丸瓦1点が一体で出土したことにより、それまで確認されていた土壙状の高まりについて、築地塀と判断している。この発掘調査の成果により築地塀の築造工程を「①平坦面の造成」→「②築地塀基底部の築造」→「③築地塀本体を基部から順に築造」の3段階とした。また、周囲の地形と土壙状の高まりの関係から、地形条件に合わせて土壙と築地塀とに使い分けているとした²⁾。

これらを踏まえ亀山市史では、不破関の土壙についても、上段部版築の基底部に小さな凹みがあり、築地構築の際に用いられた添柱の堀方の可能性がある点、昭和49年からの調査の際に、北限土壙のトレンドで瓦片が出土している点から築地塀であると判断している³⁾。この判断を前提に、今回の北限土壙確認調査における調査成果を整理すると「①平坦面の造成」は暗褐色粘土層(21層)が当たり、第2段階の「築地塀基底部の築造」については、黒色土層(13層から30層までの間)及び黒褐色土層(12、23層)が、「③築地塀本体を基部から順に築造」については、黄褐色土粒混じりの黒色土層(25層から27層)が該当し、鈴鹿関跡と同様の構造の築地塀であり、両間に共通性を認められるという考え方も可能である。

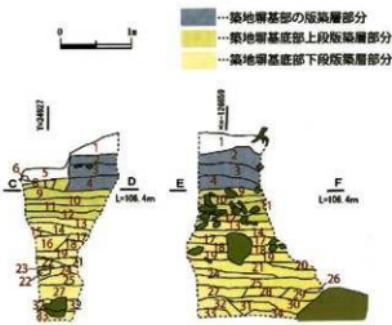


図15：鈴鹿関跡第1次調査 上段東側土層断面図
(註2報告書より転載)

しかし、今回の調査においては、瓦の出土はない。不破関第1次～第5次調査の際、東限土壘と交差する付近のトレンチのみで瓦片が出土していることを踏まえれば、現時点では瓦葺の築地塀と判断するのは時期尚早である。また、前述しているように、土壘下段部と上段部の接点の小さな凹みを築地構築の際の添柱の掘方として考えることもできるが、調査面積も狭小で面的な調査ではないことから、現段階では築地塀ではなく土壘と結論付けた。

これに対して、東限土壘については、不破関跡第1次～第5次調査において、土壘内側（西側）の竪穴住居跡及び外側（東側）の溝からそれぞれ軒平瓦が出土していることから、瓦葺きの築地塀の可能性も否定はできない。

鈴鹿関が土壘と築地塀を使い分けていることを考慮すれば、不破関跡においては、通行者が実際に目にする東山道沿いのみを瓦葺の築地塀とした可能性も指摘しておきたい。また、鈴鹿関跡においては第1次調査において出土した重圓文軒丸瓦以外の瓦がほとんど出土しないことについて、『続日本紀』延暦8年（789）7月甲寅（14）条の三関停廢の勅により兵器食料は国府へ、館舎は郡衙等への移動がされたとするならば、当然、軒丸瓦軒平瓦も移動されたのではないかという指摘がある⁴⁾。この点も考慮し、近接する国府や未だその位置が確定していない郡衙等、周辺の古代遺跡を総合的に調査、検討する必要がある。

なお、不破関へ瓦を供給した瓦窯について、現時点では判明をしていない。不破関跡から東へ約6kmの垂井町北部に位置する「大石瓦窯」は、これまで美濃国府への瓦の供給が想定されていたが、平成25年に垂井町教育委員会が行った発掘調査⁵⁾においては、美濃国分寺及び不破関でも出土している単弁十六弁蓮華文軒丸瓦及び均整唐草文軒平瓦がセットで出土している。少なくとも不破関軒丸瓦IV型式及び軒平瓦II型式については大石瓦窯からの供給の可能性が高いことを示すものであり、今後更なる資料分析が必要である。

第3節 不破関の範囲

（1）関の範囲

不破関跡は先述したように、昭和49年（1974）から5次にわたる調査により、その範囲が判明している。藤古川の段丘崖を西側に、北側（460.50m）、東側（432.10m）、南側（120m）の三方を土壘で囲む台形状12.4haであり、西側の急崖の比高は藤古川底から段丘平坦面の西端で15～20mに及び、西側に向けて巨大な壁を見せつけていた。

中央部には築地で囲まれた中心的な施設（政庁）があり、その南側を東山道が東西に貫いている。藤古川を渡河する地点としては、東山道沿い下位段丘面に小字「大木戸」があり、ここが西



写真33：トレンチ1 東壁土層断面（分層後）

側の入口であったとされる。後述するように、東限土塁の外側に沿うように南へ伊勢街道、約1km東には東山道から分岐する北国街道があり、複数の主要官道を管理するにふさわしい場所に設置されている。

鈴鹿関跡の範囲は約50haとも言われるが、不破関と比べるとかなり広い。軍防令置関条においては、関を置いて守固すべき場合は兵士を配し、分番して勤務・非番することとし、三間には、鼓吹・軍器を設置し、国司（いわゆる関司）は分担して守固することが決められている。兵士を配置するにも駐屯地が当然必要であり、現段階で判明している12.4haの外に関の範囲の広がりがないのかを検討をするにあたり、平成22年度に関ヶ原町教育委員会が実施した詳細分布調査⁶⁾の結果をここで一部報告し、検討を加える。

（2）詳細分布調査

不破関跡では須恵器386片、瓦2片の他、土師器、灰釉陶器数点を採集した（図16）。そのうち須恵器片は、3分の1以上が築地で囲まれた政庁など、中心的建物群と想定されている場所（不破関跡第1次～第5次調査Uトレンチ付近）で採集され、改めて相当量の食器等が使用されていたことを裏付ける結果となった。須恵器は若干胎土が異なり一部例外があるものの、ほとん

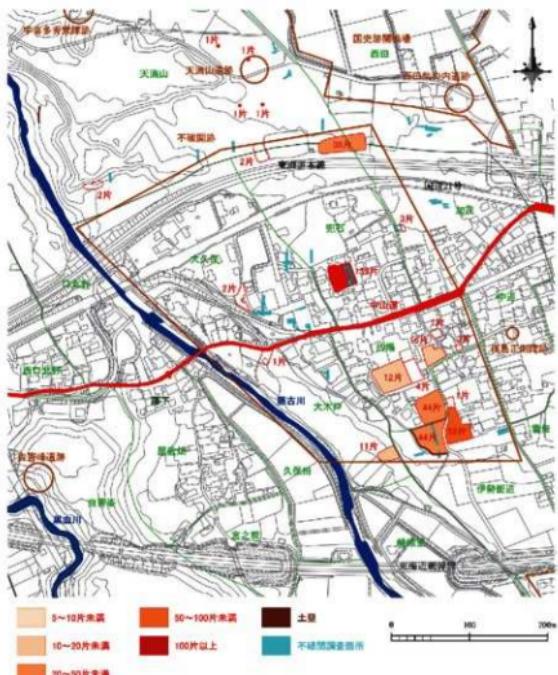


図16：不破関跡　須恵器分布状況

どが美濃須衛窯からの搬入である。最も古いものは大甕 2 片で美濃須衛窯Ⅲ期と考えられ、7 世紀後葉に位置づけられる。その他については、器種によりばらつきがあるものの、ほとんどが美濃須衛窯Ⅲ期からⅣ期の 8 世紀代のものであり、不破関が機能していた時代と重なるものである。

また、不破関跡の外側、南東の広範囲にわたって須恵器片の散布が確認され、その数は約 900 片に上る（図 17）。年代については小片が多く判断できないものもあるが、判断のつくものでは、不破関跡での採集遺物と同様、ほとんどが美濃須衛窯Ⅲ期からⅣ期であり 8 世紀代のものである。ここでも一部、7 世紀代のものと考えられる無台壺が採集されている他、胎土が異なり西濃地方の窯で生産された可能性のあるものがある。土壙の外側でも、8 世紀代の須恵器等の散布が確認されたことで、関の範囲が必ずしも、土壙で囲まれた範囲に限らない可能性が出てきた。

このほか、亀山市史では、鈴鹿関跡との比較から不破関跡西側の大友皇子旧御陵候補地付近の丘陵地について見張台に、藤古川の西側段丘崖下の氾濫原については軍防令置関条にある兵士の駐屯地として、利用していたのではないかと仮説を示している⁷⁾。ただし、詳細分布調査では 2 個所ともに遺物は確認されておらず、今後更なる調査が必要である。

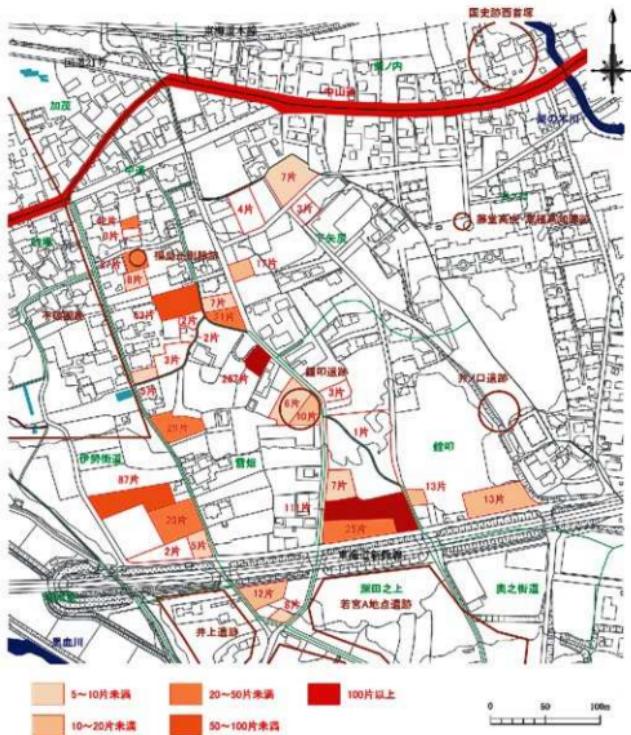


図17：不破関跡南東方面　須恵器分布状況

(3) 大関と小関

『令集解』職員令大國条によると、三関は大国に位置づけられ、国司（関司）は「関割及び関契を掌るよう」とあり、関を管理する義務が定められていた。この関割について「関」とは通行人らを検査し、「剣」とは防御的な施設であると注釈しており、更に釈説が「関の左右の小関も剣である」としており、関が複合的な施設であったと理解されている。

この点について、館野和己氏は不破関や愛発関の地名分析等により三関における大関と小関の存在を指摘している⁸⁾。不破関跡が位置している松尾地区は近世には「大関村」と呼ばれ、その約1km北の旧北国街道（北国脇往還）沿いには、現在も「小関」という地名が残る（図18、19）。

昭和56年（1981）の国史跡関ヶ原古戦場開戦地整備事業に際し、古戦場遺構の確認とともに、先述した職員令大國条の釈説により想定される大関と小関をつなぐルート（又は何らかの施設を想定）の確認を目的に、発掘調査が行われている⁹⁾。

結果は調査面積が限られていたこともあり、全く遺構らしきものは確認されなかった。また、平成22年に行なった詳細分布調査の際、現在の小関地区についても踏査を行なっているが、周辺については住宅地化しており、関連する遺物についても採集できていない。

考古学的には確証が得られていないが、不破関が大関と小関で構成されるのであれば、不破関から北の小間に向かうルートが想定される。また、亀山市史で指摘されているように¹⁰⁾、東限土塁に沿って南に向かって「伊勢街道」という字も残り、伊勢方面へのルートが想定できる。東限土塁を出たところで、それぞれ南北に古道を想定すると、不破関もより具体的な形が見えてくるが、鈴鹿関を含めて、今後の発掘調査の成果を踏まえつつ検討をしたい。

なお、承久3年（1221）の承久の乱を記した『承久記』には、撤退する官軍の山田次郎が美濃小関において、高い木に旗を結んで都に落ちていったという記述がある¹¹⁾。これは、承久の乱当時も、主要な街道があり、小関に関わる施設が残っていた可能性を示唆しているが、いずれにしても古代における小関の存在については、今後の調査等の結果に依るところが大きい。

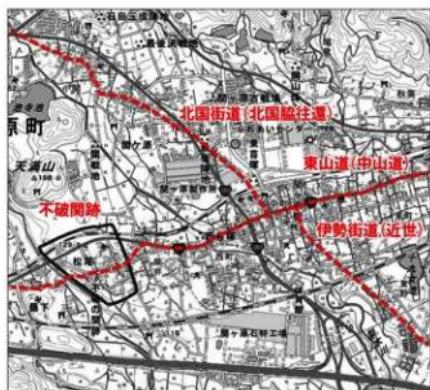


図18：大関と小関



図19：寛文元年（1661）大関銘通行図
(松尾自治会所蔵)

(4) 関の範囲の広がり

以上のとおり、これまで三方を土塁で囲む台形状 12.4ha とされていた不破関跡の範囲については、詳細分布調査の結果、土塁外側の南東方面にも同時期の須恵器の散布が確認されたことで、兵士の駐屯地など関連施設が広がっていた可能性が出てきた。

また、遺構や遺物は確認されていないものの、不破関跡では現在も残る地名から大関と小関の関係が高い可能性で想定できる。詳細は今後の調査に依るところが大きいが、必ずしも不破関の範囲は、三方を土塁で囲んだ範囲に限らない可能性が高まった。

また、西側については、段丘崖を利用する形で藤古川を西端とし、古代においては通行者に巨大な壁を見せつけていたと考えられるが、土塁のような構造物が全く確認されていないのも疑問である。鈴鹿関跡の西側築地塀のように、何らかの施設があったことも含めて今後の発掘調査の課題としたい。



写真34：字大木戸付近から不破関跡段丘平坦面を望む

第4節 不破関の成立時期と整備の変遷

先述したとおり、不破関の範囲については、これまでの範囲がさらに広がる可能性を指摘した。対して、不破関の成立時期や、関内の整備の変遷については、これまでの調査面積が少なく、遺物全点が詳細に検討されていないこともあり不明な点が多い。今回の調査において、成立時期の手掛かりとなるような遺物は出土していないが、成立時期や整備の変遷について、これまでの研究成果を含めて、改めて整理検討する。

(1) 創設時期

鈴鹿関は『日本書紀』天武天皇元年（672）6月甲申（24）条に「鈴鹿関司」が登場し、史料上の初見である。発掘調査により、この時期に対応する遺構や遺物は確認されていないが、既にこの時期に鈴鹿関そのもの、またはその前身施設が成立していたと考えられている¹²⁾。

対して不破関については、『日本書紀』天武天皇元年（672）6月壬午（22）条にあるように、大海人皇子が村国連男依ら美濃の豪族に命じ安八磨郡（今の大垣市・池田町付近）の湯沐令多臣品治に兵を徵發させ「不破道」を封鎖させた。この「不破道」が「不破関」とは考えられておらず、あくまでも、近江側の動きを封じるために不破関跡周辺を封鎖したと理解をされており、特定の施設を指したものではない。

不破関跡第1次～第5次調査では、一部7世紀末の可能性がある瓦もあるものの、出土遺物が8世紀初頭以降のものがほとんどである。また、史料上「三関」の初見が『統日本紀』和銅元年（708）3月乙卯（22）条であり、『統日本紀』和銅2年（709）9月乙卯（26）条の藤原房前の東海・東山2道の関割を検査の記事から、8世紀初頭には整備されたと考えられている。

(2) 2度の天皇行幸

8世紀初頭の不破関創設後の整備に大きな影響を与えたであろうと考えられるのが、壬申の乱を顕彰し、律令国家を成立させていく中で強い政治的意味合いがあると考えられている元正天皇及び聖武天皇の東国行幸である。

仁藤智子氏は、靈亀3年（717）及び養老元年（718）の元正天皇の東国行幸について、2回の行幸を繋げると壬申の乱の行程になることを指摘し、天武天皇以来の王権の正当性を証明する「由緒」として、行幸を通じて壬申の乱を再現したとした。また、この行幸により東山道一不破関、東海道一鈴鹿関も整備されたほか、近江、美濃における服属儀礼により、元正天皇の全国支配を可視化したと結論づけている¹³⁾。

靈亀3年（717）の東国行幸において、元正天皇は多治比真人広足を美濃国に遣わして「行宮」を造らせ、美濃行宮において東海道は相模まで、東山道は信濃まで、北陸道は越中まで諸国国司の奉獻、風俗雜技の奉納がなされた。仁藤氏が指摘するように、この時点で行幸に伴い不破関も一定の整備がなされていたと考えることができないだろうか。

また、養老5年（721）12月の元明太上天皇崩御に伴い、三閥整備後初の固闇がなされている。何故、持統太上天皇、文武天皇崩御の際に固闇が行われず、元明太上天皇崩御が初の固闇なのかについては、既に議論されているが¹⁴⁾、前年の大隅隼人、東北蝦夷の反乱、持統天皇から元正天皇にかけて政権を支えた藤原不比等の死など、大きな政情不安を背景に、初の固闇が行われたとされる¹⁵⁾。不破関跡の土壘の築造は8世紀中頃とされるが、初の固闇も含め約半世紀は施設が整わない状態で守固されていたことになる。その状態で防衛機能を果たすことが出来たのか。推論の域を出ないが、元正天皇の東国行幸に際して何らかの整備がなされていたことを前提に、初の固闇も行われたのではないかと考える。

次に、天平12年（740）の藤原広嗣の乱に伴う聖武天皇の東国行幸である。不破関跡第1次～第5次調査において、北限土壘中から出土した須恵器により、周囲の土壘の築造は8世紀中頃とされる。『続日本紀』天平12年（740）12月丙辰（4）条にある「巡觀國城」については、不破関のことを指していると考えられており、8世紀中頃の土壘の築造は、この東国行幸に伴う影響によるものと理解されている。

同様に、鈴鹿関跡においても築地塀から重圓文軒丸瓦が出土したことから、築地塀が8世紀中頃の築造と判断され、その背景について、聖武天皇の東国行幸に求める考え方も提示されている。

両関の8世紀中頃の動きが直接的に聖武天皇の東国行幸に結びつくかどうかについては、推論の域を出ないが、大きな整備の画期であることは間違いがなく、詳細については今後の調査の進展を待ちたい。

最後に、土壘以外の建物跡の整備変遷についても少し触れておく。不破関跡第1次～第5次調査のUトレンチにおいて、2期にわたる掘立柱建物跡が確認されており、周辺には平瓦の堆積も確認されている。この掘立柱建物跡は政府に関連するものと考えられているものの、その詳細は全く明らかではない。

不破関から約6km東の東山道沿いに位置する美濃国府においては、中心的な建物である正殿や西東脇殿については、3期にわたる建物跡が検出されているが、第Ⅰ期、第Ⅱ期は掘立柱建物で檜皮葺とされる¹⁶⁾『続日本紀』には天平17年（745）年4月の美濃国での大地震で、国衙の構・

館・正倉などが被害を受けたとの記述がある。美濃国府ではこの地震を第Ⅱ期から第Ⅲ期への政庁の建て替えに推定しているが¹⁷⁾、近接する不破関が全く影響を受けなかったとは考えにくく、何らかの影響を想定すべきであるものの、現段階で判断する材料がないため、想定の域を出ない。

(3) 整備の変遷

不破関整備の変遷については、①8世紀初頭の創設 ②元正天皇行幸 ③聖武天皇行幸 ④天平17年の美濃国大地震に整備の画期があったと考えられるが、推測を出ない部分也非常に多い。今後より詳細に整備の変遷を検討していくうえでも、まずは全点が報告されていない不破関跡第1次～第5次調査資料の再整理及び編年の再構築が必要である。今後は、上記変遷の画期を常に念頭において、発掘調査を進めていくことが、不破関整備過程の解明につながると考えている。

第5節 今後の課題と展望

以上のとおり、不破関跡の規模や構造について検討を加えた。まず、今回調査を行った北限土塁については、鈴鹿関との比較により、築地壘である可能性もあるものの、現段階では土塁であると結論づけた。また不破関跡の範囲については、詳細分布調査の結果や大関・小関との関係から、より東側へ範囲が広がる可能性を指摘した。最後に、整備に4つの画期があることを示した。

主に鈴鹿関跡との比較により、古代三関が同一の考え方をもって整備されたことを前提に検討を進めてきたが、そもそも三関が同一構造をもつのか、それともそれぞれの地域性を持つのかについては、現段階では不明な点が多い。延暦8年(789)の三関の停廃により、兵器や食料は国府へ、館舎は軍便に移されている。今後はより細かく国府や軍衛との関係についても詳しく見てくことが必要であり、不破関と美濃国府を一体的に検討することで、それぞれの整備の変遷なども、もう少し整理できる部分があるのでないかと考える。

また、停廃後も幕末まで続く固闇についても、関連する資料調査が十分に行われていないほか、固闇に関する考古学的成果も不破関跡では現在のところ確認されていない。停廃後の古代三関がどのような役割を担っていたのかについても、今後の大きな課題である。

なお、本考察については、平成29年3月に龜山市で開催された古代三関シンポジウムや、その他の研究会で多くの先生方にご意見をいただいた内容を踏まえ構成した。記して感謝を申し上げたい。

令和5年度からは名古屋大学が主体となり不破関跡の発掘調査が計画されている。先述したように、過去の調査においては、軒瓦を中心に多くの未整理資料がある。この未整理遺物の再調査も計画されており、新たな成果が期待できる見込みとなった。今後の調査成果の積み上げに期待し、鈴鹿関跡、愛発関跡の調査の進展も踏まえながら、不破関跡の解明につなげていきたいと考えている。

註

- 1) 岸俊男 1966 「元明太上天皇の崩御」『日本古代政治史研究』 塙書房
- 2) 亀山市 2016 『鈴鹿闕跡 鈴鹿闕跡範囲確認調査事業報告書Ⅰ』 亀山市
- 3) 亀山市 2011 『web 亀山市史 考古編』 亀山市
- 4) 中川由莉 2016 「古代国家と鈴鹿闕」『鈴鹿闕跡 鈴鹿闕跡範囲確認調査事業報告書Ⅰ』 亀山市
- 5) 垂井町教育委員会 2013 『大石古窯跡発掘調査報告』 垂井町教育委員会
- 6) 平成 22 年度に閑ヶ原町教育委員会では詳細分調査を実施しているが、その詳細は未報告である。今回、不破闇の範囲の関わる部分のみ一部報告する。なお表採遺物及び実測図、写真については紙面の都合上割愛した。遺物等は閑ヶ原町歴史民俗学習館で保管している。
- 7) 前掲註 2
- 8) 館野和己 1998 『日本古代の交通と社会』 塙書房
- 9) 閑ヶ原町教育委員会 1982 『閑ヶ原古戦場発掘調査報告』 閑ヶ原町教育委員会
- 10) 前掲註 2
- 11) 閑ヶ原町 1990 『閑ヶ原町史 資料編一』 閑ヶ原町
- 12) 前掲註 4
- 13) 仁藤智子 2020 「元正天皇行幸論」『難波宮と古代都城』 同成社
- 14) 新井喜久夫 1996 「古代の閑一壬申の乱と三閑の成立」『壬申の乱 大海人皇子から天武天皇へ』 大巧社
- 15) 渡部育子 2010 『元明天皇・元正天皇』 ミネルヴァ書房
- 16) 原田義久 2020 「閑国美濃の国府とその周辺」『季刊考古学 第 152 号』 雄山閣
- 17) 垂井町教育委員会 2005 『美濃国府発掘調査報告Ⅲ』 垂井町教育委員会

報告書抄録

ふりがな	ふわのせきあと ほくげんどるいかくにんちょうさほうこくしょ
書名	不破関跡 北限土壙確認調査報告書
副書名	
シリーズ名	関ヶ原町文化財報告書
シリーズ番号	第4集
編著者名	富田真一郎
編集機関	関ヶ原町地域振興課
所在地	〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894 番地の 58
発行年月日	令和5年(2023) 2月 28日

ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
		市町村	遺跡番号	世界測地系				
ふわのせきあと 不破関跡	岐阜県 不破郡 関ヶ原町 大字松尾	21362	1537	35° 35' 97"	136° 45' 80"	2012. 4. 23 ～ 2012. 4. 26	約 32 m ²	松尾地区墓地駐車場及び進入路工事に伴う
所収遺跡名	種別	主な年代		主な遺構		主な遺物	特記事項	
不破関跡	官衙跡	奈良時代		土壙		なし	下段部幅 550 cm、地山からの高さ 130 cm、上段部立ち上がり幅 150 cm で版築状の土壙遺構を確認した。	

関ヶ原町文化財報告書 第4集
不破関跡北限土壘確認調査報告書

発行日：令和5年（2023）2月28日

編集・発行：関ヶ原町地域振興課

〒503-1592

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894-58

TEL 0584-43-1111

FAX 0584-43-2120

印 刷：合資会社 垂井日之出印刷所